

東京電力柏崎刈羽原子力発電所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 23 第 2 項の規定に基づく命令について（案）

令和 3 年 4 月 14 日
原子力規制委員会

1. はじめに

原子力規制委員会は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所における防護措置義務違反に関し、本年 3 月 31 日の令和 2 年度第 70 回原子力規制委員会において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 23 第 2 項の規定に基づき、特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分が第 1 区分となるまで、特定核燃料物質を移動してはならない旨命ずることとし、弁明の機会の付与を行うこととした。

令和 3 年 3 月 31 日付けで弁明の機会の付与について東京電力に通知した¹ところ、東京電力から本年 4 月 7 日付けで別紙 1 のとおり、弁明はない旨回答があった。

2. 命令の発出について

別紙 2 のとおり、理由を付して、命令を発出する。

¹ 原規放発第 2103312 号

原管発官 R3 第 8 号

2021 年 4 月 7 日

原子力規制委員会

委員長 更田 豊志 様

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 23 第 2 項の規定に基づき命令に係る弁明の要望について (回答)

2021 年 3 月 31 日付原規放発第 2103312 号にて通知をいただきました、当社柏崎刈羽原子力発電所に対する処分につきまして、当社として弁明はありませんので、その旨回答致します。

なお、上記通知における「2. 不利益処分の原因となる事実」の記載のうち、「点検、保守を行わず」「定期的な評価及び改善を行っていなかった」とのご指摘につきましては、事業者として実施していた「点検、保守」や「定期的な評価及び改善」が、貴委員会による検査等の結果としてそれぞれ「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 91 条第 2 項第 21 号で義務付けられた核物質防護設備の点検、保守」及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 91 条第 2 項第 30 号で義務付けられた定期的な評価及び改善」としては十分に有効なものと評価できないとご判断されたものと理解しております。

当社といたしましては、本件につきましてご指摘いただいた事項を真摯に受け止めており、今後の調査により原因究明及び再発防止対策の検討をまいります。

以上

(案)

番 号
年 月 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 宛て

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条
の 3 の 23 第 2 項の規定に基づく命令について

標記について、原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 23 第 2 項の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対し、下記のとおり命令する。

記

1 命令の内容

東京電力は、当委員会が柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分（原子力規制検査等実施要領（原規規発第 1912257 号-1）に規定する対応区分をいう。）を第 1 区分に変更することを通知する日まで、柏崎刈羽原子力発電所において、特定核燃料物質を移動してはならない。ただし、保障措置検査のため必要な場合その他法令の規定により特定核燃料物質を移動しなければならない場合は、この限りでない。

2 命令を発する理由

(1) 事実

柏崎刈羽原子力発電所では、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 91 条第 2 項第 2 号及び第 3 号により設置が義務付けられた周辺防護区域及び立入制限区域に係る核物質防護設備の機能の一部を喪失したが、東京電力は、組織として、同項第 21 号により義務付けられた核物質防護設備の点検、保守を行わず、その

機能を維持することができなかった。また、東京電力は、核物質防護設備の復旧の必要性を認識していたにもかかわらず、復旧に長期間を要し、実効性のある代替措置も講じていなかった。これらにより、不正な侵入を検知できず、同項第29号に規定する「原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威」に対応できないおそれがある状態が30日を超えている箇所が複数あった。また、東京電力が「柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定」の下部規定「柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定運用要領」で1年ごとに行うと定めている規則第91条第2項第30号で義務付けられた定期的な評価及び改善を行っていなかった。

事実の詳細については、「原規放発第2103167号 原子力規制庁安全規制管理官（核セキュリティ担当） 令和2年度原子力規制検査（核物質防護）における検査指摘事項の重要度の暫定評価について（核物質防護設備の機能の一部喪失について）」に記載したとおりである。

また、柏崎刈羽原子力発電所では、規則第91条第2項第12号ハにより義務づけられた厳重な鍵の管理が行われておらず、中央制御室勤務員が同項第5号イにより立入りの際に所持が義務付けられた証明書等を持たずに防護区域にある中央制御室まで入域した。

事実の詳細については、「原規放発第2102082号 原子力規制庁安全規制管理官（核セキュリティ担当） 令和2年度原子力規制検査（核物質防護）における指摘事項の重要度の暫定評価について（柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用）」に記載したとおりである。

(2) 根拠となる法令の条項

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）

第43条の3の22第2項及び第43条の3の23第2項

規則第91条第2項第2号、第3号、第5号イ、第12号ハ、第21号、第29号及び第30号

(3) 防護措置義務違反

東京電力が柏崎刈羽原子力発電所において講じている防護措置は、原子力規制委員会が定めた核物質防護措置に係る審査基準（平成30年11月5日制定）に照らし、法第43条の3の22第2項の規定に基づく規則第91条第2項第2号、第3号、第5号イ、第12号ハ、第21号、第29号及び第30号の規定に違反したと認められる。

(4) 特定核燃料物質の防護のために必要な措置

柏崎刈羽原子力発電所における防護措置義務違反の状態は、その後は是正されている。

しかしながら、このような状態が生じた原因が柏崎刈羽原子力発電所における組織的な管理機能の低下によると認められることから、当委員会は、柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第4区分（各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態）に変更したところである。

については、柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質の防護措置に関し、当該対応区分を第1区分（監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態）に変更するまでは、防護すべき特定核燃料物質の状態を変化させないようにすることが必要であり、具体的には、特定核燃料物質を移動してはならない旨命ずることとする。

3 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により原子力規制委員会に対して審査請求をすることができる。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

原規放発第 2103312 号
令和 3 年 3 月 3 1 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条
の 3 の 23 第 2 項の規定に基づく命令に係る弁明の機会の付与に
ついて

標記について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規
定による弁明の機会の付与を行うため、同法第 30 条の規定により、下記のとおり
通知する。

記

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

(1) 予定される不利益処分の内容

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は、当委員
会が柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分（原子力規制検
査等実施要領（原規規発第 1912257 号-1）に規定する対応区分をいう。）を第 1
区分に変更することを通知する日まで、柏崎刈羽原子力発電所において、特定核
燃料物質を移動してはならない。ただし、保障措置検査のため必要な場合その他
法令の規定により特定核燃料物質を移動しなければならない場合は、この限り
でない。

(2) 根拠となる法令の条項

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の22第2項及び同法第43条の3の23第2項

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第91条第2項第2号、第3号、第5号イ、第12号ハ、第21号、第29号及び第30号

2. 不利益処分の原因となる事実

柏崎刈羽原子力発電所では、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「規則」という。)第91条第2項第2号及び第3号により設置が義務付けられた周辺防護区域及び立入制限区域に係る核物質防護設備の機能の一部を喪失したが、東京電力は、組織として、同項第21号により義務付けられた核物質防護設備の点検、保守を行わず、その機能を維持することができなかった。また、東京電力は、核物質防護設備の復旧の必要性を認識していたにもかかわらず、復旧に長期間を要し、実効性のある代替措置も講じていなかった。これらにより、不正な侵入を検知できず、同項第29号に規定する「原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威」に対応できないおそれがある状態が30日を超えている箇所が複数あった。また、東京電力が「柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定」の下部規定「柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定運用要領」で1年毎に行うと定めている規則第91条第2項第30号で義務付けられた定期的な評価及び改善を行っていなかった。

(事実の詳細については、「原規放発第2103167号 原子力規制庁安全規制管理官(核セキュリティ担当) 令和2年度原子力規制検査(核物質防護)における検査指摘事項の重要度の暫定評価について(核物質防護設備の機能の一部喪失について)」に記載したとおりである。)

また、柏崎刈羽原子力発電所では、規則第91条第2項第12号ハにより義務づけられた厳重な鍵の管理が行われておらず、中央制御室勤務員が同項第5号イにより立入りの際に所持が義務付けられた証明書等を持たずに防護区域にある中央制御室まで入城した。

(事実の詳細については、「原規放発第2102082号 原子力規制庁安全規制管理官(核セキュリティ担当) 令和2年度原子力規制検査(核物質防護)における指摘事項の重要度の暫定評価について(柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用)」に記載したとおりである。)

3. 弁明書の提出先及び提出期限

(1) 弁明書の提出先

原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ核セキュリティ部門

〒106-8450

東京都港区六本木1丁目9番9号

T E L : 03-3581-3352 (代表)

(2) 弁明書の提出期限

令和3年4月7日

違反していると認められる防護措置に係る規定の概要

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第91条第2項で規定する、特定核燃料物質の防護のために必要な措置のうち、違反している規定の概要は以下のとおり。

(1) 第2号

防護区域の周辺に、周辺防護区域を定め、柵等の障壁によって区画し、当該障壁の周辺に容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること

(2) 第3号

周辺防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、柵等の障壁によって区画し、当該障壁の周辺に容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること

(3) 第5号イ

立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること

(4) 第12号ハ

鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること

(5) 第21号

特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置は、点検及び保守を行い、その機能を維持すること

(6) 第29号

前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること

(7) 第30号

前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。

- 一 発電用原子炉施設の保全
- 二 発電用原子炉の運転
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第四十三条の三の二十三 （略）

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。

（特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等）

第十一条の二 製錬事業者は、製錬施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の防護のための区域の設定及び管理、施設等による特定核燃料物質の管理、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）を講じなければならない。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、製錬事業者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の取扱方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を命ずることができる。

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

（防護措置）

第九十一条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

（表 略）

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

十二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置は、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

二十九 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとする。

三十 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

○行政手続法（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

○行政不服審査法（抄）

(審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(不服申立てをすべき行政庁等の教示)

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに

不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

- 2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。
- 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（抄）

第一条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

○行政事件訴訟法（抄）

（出訴期間）

第十四条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

- 一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- 二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

- 三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨
- 2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。
- 3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。
- 一 当該訴訟の被告とすべき者
 - 二 当該訴訟の出訴期間